

別紙 1 地場産品の基準について

本別紙は地場産品基準の概要を整理したものであり、告示、国の通知等と内容が異なる場合は、当該告示、通知等によるものとする。

類型	基準の概要	主な注意点
1 号	小千谷市内で生産されたもの。	販売者が市内であるだけでは足りず、生産地が市内であることが必要。
2 号	原材料の主要な部分が小千谷市内で生産されたもの。	主要部分は重量、価格、商品特性等を踏まえて確認。
3 号	市内の製造・加工等により返礼品の価値の過半が市内で生じるもの。	付加価値割合の証明と市の事前公表が必要。単なる包装・ラベル貼付け等は通常該当しない。
4 号	市内産と近隣自治体産が流通構造上避けられず混在するもの。	意図的な混合や在庫都合による混合は対象外。
5 号	市の広報目的で製造等されたキャラクターグッズ等で、告示の条件を満たすもの。	独自性、過去実績、今後の広報計画等の確認が必要。事前相談。
6 号	1 号から 5 号までのいずれかに該当する返礼品等と附帯品を組み合わせ、地場産品の価値が全体の 70% 以上のもの。	構成品及び価値割合を確認。
7 号	市内で提供される役務等で、その主要な部分が市に相当程度関連するもの。	宿泊は 7 号の 2 又は 7 号の 3 で確認。
7 号の 2	市内宿泊施設で、新潟県内においてのみ宿泊施設を運営する者が運営する施設等の宿泊。	運営者の県外展開、ブランド関係等を個別確認。
7 号の 3	7 号の 2 以外の市内宿泊のうち、1 人 1 泊の調達費用が 5 万円以下のもの等。	調達費用等を確認。災害特例は適用要件が限定。
7 号の 4	市内で地域のエネルギー源により発電された電気。	発電場所、エネルギー源等を個別確認。
8 号イ	市と近隣自治体が共同で扱う共通返礼品。	共同実施の枠組みが必要。
8 号ロ	新潟県と県内複数市町村が連携して扱う共通返礼品。	県の連携枠組みに基づくことが必要。
8 号ハ	新潟県が地域資源として認定した物品を対象市町村が返礼品とするもの。	県の認定が前提。
9 号	災害により従来の適合返礼品を提供できない場合の代替返礼品。	適用場面が限定されるため、市へ事前相談。

第 3 号を選択する場合

- ・原則として返礼品提案時に付加価値割合証明書その他市が必要と認める資料を提出すること。
- ・標準的な算出方法は $(A - B) / A$ 。A は市の調達費用、B は市外で生じた費用とし、市内で生じた価値の割合は 50% を超えること。
- ・標準的な算出方法が困難な場合は、事前に市へ相談すること。
- ・市は証明内容を基に公表用一覧表を作成し、募集開始前までに市ホームページで公表する。
- ・セット返礼品は構成品ごとに類型を確認し、第 3 号の構成品は原則として単品ごとに証明する。